



平成 28 年 9 月 7 日

## お客さまの資産形成をサポートするための新たな取組みの開始について ～保険代理店手数料の開示等～

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 10 月より、お客さまの資産形成のサポートを一層強化するため、新たに下記の取組みを開始いたしますので、お知らせします。

記

### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約<sup>※1</sup>）の代理店手数料を保険会社各社の同意を前提に自主的に開示いたします。代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえで、より多くの判断材料をお持ちいただくため、開示することといたしました。

### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が受け取る代理店手数料について、保険会社各社と合意できた商品から順次、契約時に一括して受領する方式から、「販売手数料」<sup>※2</sup>と「継続手数料」<sup>※3</sup>に分けて受領する方式に変更してまいります。当行では、投資型金融商品の販売にあたり、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努めておりますが、保険商品においても募集時のみならず、成約後もアフターフォローを継続して行っていくにあたり、代理店手数料の受領方式を変更することといたしました。

- ※1 変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能付保険など、市場リスクを有する生命保険商品。
- ※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社が代理店に支払う手数料。
- ※3 アフターフォロー等の対価として、保険契約期間中の残高に応じて保険会社が代理店に支払う手数料。

当行は、これらの取組みをつうじ、お客さまへの情報開示、商品説明を徹底し、今後もお客さま一人ひとりのニーズにあった商品・サービスの提案に努めてまいります。

以 上